

平成16年度第2四半期決算報告書及び平成16年度第3四半期決算報告書
について

- 資金管理センターは、資金管理業務を実施するに際して透明な運営を行うという観点から、四半期毎に決算を実施し、監査法人のチェックを受けることとしている。
- 一方、公益法人会計においては、四半期決算に関する一般に公正妥当と認められた基準はないため、監査法人より四半期計算書類について一定の合意された手続の実施を受け、その結果の報告を受けることとした。
- 一定の合意された手続は20以上の手続から構成されており、第2四半期及び第3四半期決算報告書における「資金管理料金特別会計の四半期計算書類にかかる手続実施報告書」に具体的に記載されている。実施された手続および結果を例示すれば以下のとおりである。
 - ・重要な会計方針が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、四半期計算書類の各項目が当該会計方針に準拠して適切に処理されているか否かについて質問を受け、適切に処理されている旨回答した。
 - ・計算書類の記載が、予算書、総勘定元帳と合致していることの検証が実施され、合致していることが確かめられた。
 - ・事業費について、1件5百万円以上のものについて、証憑との突合が実施され、対象となった事業費は適切に会計処理されていることが確かめられた。
- 「平成16年度第2四半期決算報告書」及び「平成16年度第3四半期決算報告書」は、上記の手続を実施した結果、その限りにおいては、平成16年度における資金管理料金特別会計の第2四半期及び第3四半期の計算書類が一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していないと認められる事項は発見されなかったという監査法人の見解を資金管理業務諮問委員会に報告するもの。
- なお、年度全体の決算については、監査法人より一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査を受けた上で、資金管理業務諮問委員会において予算の適切な執行状況についてご確認頂くこととなる。

以上